## 岩手県告示第603号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定をする。

平成19年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 保安林の所在場所 下閉伊郡普代村第13地割字普代28、40の1
  - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 字普代 28・40 の 1 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。) 所在の森林 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ウ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
      - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 下閉伊郡普代村第20地割字馬場野7の25
  - (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び普代村役場に備えて おいて縦覧に供する。